

午後 1 時 00 分開議

火 爪 弘 子 委 員 の 質 疑 及 び 答 弁

川島副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

火爪委員。あなたの持ち時間は60分であります。

火爪委員 日本共産党の火爪弘子でございます。6期目もどうぞよろしくお願いいたします。

私からも、まず、沖縄の慰霊の日に当たりまして、沖縄で地上戦に遭われた関係者の皆さんをはじめ、命を落とされた皆さん、被害を受けた皆さんに心から哀悼の意を表明し、改めて日本の平和、アジア、世界の平和を守るために全力を尽くす決意を申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。

まず、コロナ感染拡大と介護事業所の実態について伺います。

コロナ感染の拡大で、介護現場は極めて大きな負担を担ってきました。加えて、今、電気料金など物価高が経営を直撃しています。連続する介護報酬の引下げと介護職員の不足が、困難の大きな土台になっています。このままでは高齢者のウェルビーイングは望めません。

東京商工リサーチの調査によれば、昨年の老人福祉、介護事業所の休廃業、解散、倒産は、全国で過去最多を記録しました。全国介護事業者協議会は6月8日、物価高騰などの影響で、このままでは数年で事業の廃止や倒産の可能性があると回答した介護施設、事業所が全国で27.4%に上るとの調査結果を公表しております。

まず、県内の介護事業所の実態についてどう把握、認識している

のか、厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 5月臨時議会で高齢者施設等への物価高騰対策緊急支援事業を議決いただき、6月中の受付開始をめどに手続を進めているところでございます。

今後、追加の対策が必要かどうか検討するために、現在、定例の介護事業所への運営指導に併せまして、電気料金などの物価高が経営に与える影響についてもヒアリング調査を実施しております。事業所からは、光熱費や食材だけでなく、おむつ類も値上がりしているのも厳しいこと、また電気料の高騰が著しく、間引きして電気をつけているなどといった声を伺っております。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、このまま光熱水費や資材価格が高止まる場合やさらなる物価高騰が起こる場合は、事業所経営への影響が一層懸念されることとなることから、引き続き物価の動向や施設の経営状況の把握に努め、介護保険の実施主体である市町村とも連携し、利用者等へのサービスが安定的、継続的に提供できるよう必要な支援を取り組んでいきたいと思っております。

火爪委員 今お話にありましたように、5月の補正予算で県が、これまでの前例を超えて、介護事業所などに対する直接支援を行う物価高騰対策支援策を盛り込んだことに、関係者からも歓迎の声が寄せられております。私も5月臨時会の質疑の中で、想定した支援が市町村からも上乘せで行われるよう県から積極的に働きかけてほしいと求めました。知事からは前向きな答弁をいただいたと思っております。

しかし、県内の市町村で対応は分かれてきました。県の当初の予算設計どおり対応した自治体と定額支援などにとどめた自治体があり、

現時点でも支援を決めていない自治体も残っております。

5月の「ワンチームとやま」連携推進本部会議では、複数の首長から調整不足が指摘されました。せっかくの県の英断が十分伝わらず、気持ちよくどこの市町村の事業所にも同じ支援が行われるようにならなかったのが残念であります。

福祉の分野など、市町村が実施主体となる事業への県からの協調支援を我が党も多く要望しております。こうした場合、厚生部の努力はもちろん基本ですが、市町村の担当課が同意しても、大きな予算に関わることは首長との事前調整が必要だと考えます。これからも大いにあり得ることですので、知事の認識を伺っておきたいと思っております。

新田知事 今般の5月補正、5月2日に臨時議会を開いていただきまして審議、御承認いただきましたが、その中での物価高騰対策支援につきましては、県内市町村のこれまでの支援にばらつきがあり、多くの市町村において、令和5年度当初予算による支援措置がなされていなかったという状況を見まして、県として臨時的に県内一律の支援を行うこととしたこととさせていただきます。

短期間での予算編成となりましたが、検討の段階から随時、市町村に県の支援方針を情報提供し、各市町村の実情に応じた支援の在り方について検討を依頼してきたところであります。

これまでも県の予算編成に際しては、市町村と協調して実施するものなど、事前の情報共有が望ましい事業については、あらかじめ市町村の財政担当部局に対して情報提供を行っているほか、各事業担当のカウンターパート同士でも日頃から情報共有に努めているところとあります。また財政負担が大きいものや制度設計に係る案件などに

については、予算編成時期か否かにかかわらず「ワンチームとやま」連携推進本部会議の場を活用して連携に努めているところです。

県と市町村はそれぞれが自らの権限と責任において行政運営を行っております。今般の物価高騰対策におきましても、市町村において地域の実情を踏まえた独自の取組も予定されていると聞いております。施策が多岐にわたる中で、必ずしも常に役割分担や施策の優先順位などの細部まで意見が一致するわけではないと思っております。

県としましては、県民にとって事業効果が最大限に発揮できるよう、市町村長との連携も緊密にしながら、引き続きワンチームとなって県政推進に取り組んでまいります。

火爪委員 お答えいただいたとおりだと思うのですが、やはり富山市や魚津市や黒部市などが、県と同じように定員1人当たり1万5,000円など、県と同額の倍の支援になるように取り組んだ一方で、定員1人当たり5,000円のところもあり、定員の数に比例せず1事業所当たり25万円というところなど、所在する介護事業所に応じて支援の規模が大きく変わったっていうことは、私はとても残念だったと思っています。

「ワンチームとやま」連携推進本部会議の会議そのものは歓迎をしておりますけれど、会議だけでは機微に触れるような市町村との、特に首長との思いを一にするということにはできません。ぜひこれからも努力を求めていきたいと思っています。

次に移ります。

介護施設では、オミクロン株による第7波、第8波の際に、感染した入所者の入院が受け入れられず、クラスターが発生して多数の

施設内療養が強いられました。特に高齢者は、今、軽症であっても持病の悪化などで命を落とすこともあり、事業所の負担が極めて大きいわけであります。今年の夏にかけて感染の再拡大も心配されています。5月8日以降の県内のクラスターの発生状況はどうなっているのでしょうか。

県の入院調整はなくなったわけですが、可能な限り実情に応じて入院の受け入れができるよう、医療機関への働きかけや県の相談窓口の丁寧な対応を希望したいと思っています。

また、5類になってからも施設内療養者を受け入れた際のかかり増し経費への支援が必要ではないかと思いますが、厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 高齢者施設等において新型コロナの感染者が発生し、施設内療養を行った場合の支援については、5類移行後においても医療機関との連携体制を確保しているなど、一定の要件はあるものの、当面の間、施設内療養を行う高齢者施設等への補助を継続することとしております。

クラスターの公表については、5類移行後、医療機関から患者の個別の情報が報告されなくなったことに伴って終了しておりますけれども、最新の新型コロナの発生動向調査によると、本県における新規感染者は緩やかに増加していると推計しております。

県といたしましては、引き続き施設内療養のかかり増し経費への支援は行いつつ、感染療養中の症状悪化など、施設内療養で対応できない場合には、速やかに医療機関への入院・通院につなげられるよう医療提供体制の充実及び医療と介護の連携強化に努めてまいります。

火爪委員 しっかりお願いしたいと思います。

県の衛生研究所の大石所長が、5類への移行に当たって、引き続きワクチン接種の重要性を指摘されておられました。今年度は、65歳以上と基礎疾患のある人は年2回、その他はどうなのか分かりませんが、無料で接種できていると思います。しかし、特設会場はなくなりました。大石所長は、県民のワクチン離れが心配だと言っておられました。

厚生労働省のホームページによれば、6月13日現在で5月8日以降のワクチン接種率は全体で8.9%、高齢者で27.6%となっております。5月8日以降、ワクチンを接種した県民は全体で9.3%ということではありますが、現状どう見ておられるのでしょうか。接種の呼びかけや接種対応医療機関の拡大なども必要かと思っています。どう取り組んでいくのか、部長に伺います。

有賀厚生部長 基本ワクチンについての御質問と思っておりますけれども、委員もおっしゃられたとおりに、ワクチンについては今後も無料で接種できるということでございます。

ワクチン接種については、どうしても市町村が主体となります。その点で、県としては、今は集団での会場は設けてはおりませんが、国が示す効率的な感染症対策の情報提供とともに、市町村が行うワクチン接種などの周知については、引き続き一緒になって進めていきたいと思っております。

火爪委員 県では実態をつかんでいない、そういうシステムになっていないということだと思います。しかし、やはり副反応もあってワクチン離れが心配だと県の研究所の大石所長が言うておられたわけで、ぜひ可能な範囲で実態をつかんでいただいて、周知をしていた

だきたいものだと思っております。

クラスターについてもつかんでいないということなので、大丈夫なのかと思うのですけれども、クラスター防止のための医療・介護施設における週2回の集中的検査の継続の予算は、今回の補正予算案に計上されていると認識しております。

陽性率の低さを理由に検査を軽視する意見もあると思いますし、これまでもありました。私たちは、そうではなくて、医療・介護施設の検査は職場の安心感を保つ上でも大事だし、感染者発生の際の初動対応にとっても極めて重要だと繰り返し指摘してまいりました。実施要綱では希望する事業所となっておりますが、ぜひ徹底してほしいと思います。県の認識と今年度に入ってからからの検査の実施実績と併せて伺います。

有賀厚生部長 まず実績ですが、医療・介護事業所における本年4月から5月末までの集中的検査の実施状況は、医療機関が70施設において延べ約5万9,000回、介護事業所が576施設において延べ約13万9,000回となっております。

新型コロナの感染対策については、5類移行後、各施設において自主的に判断し実施することとなっており、重症化リスクの高い方が多く療養している医療機関や介護施設等において、施設内の感染を防ぐ努力を続けながら、仮に感染者が発生したとしても入所者に対して安定的、継続的にサービスを提供していただくことが重要だと考えております。ということで、この集中的検査は自主的な感染対策に取り組むことができるものとして使っていただきたいと思っております。

また、これまでもあった話ですけれども、検査を集中的にやって

いたとしても必ずしもシャットアウトというか、守られるものではないと思っています。何をしても、どんなことがあっても、これだけ社会の中で人が動いている以上は、どうしてもその感染というのも入り込むものではありません。ですので、ひたすら検査をやっているからただそれで安心ということでもなくて、しっかりやりながらも感染はいつでも入ってくるものだという前提の上で対策を取っていただくことが重要だと思いますし、我々としてもそうしたところに対する技術的な支援についてもやっていきたいと思っております。

火爪委員 すみません。70施設と576施設、分母とか割合とか分かりますか。

有賀厚生部長 すみません。今、手元にございませんで……。一応県内の高齢者施設数自体は約2,200施設という分母でやっております。

火爪委員 ありがとうございます。大変少ない数字だと思っております。

自主的な検査ですので強制はできませんが、もちろん検査をしても感染は入ってくるわけでありましてけれども、毎日毎日、陽性者がいるのかどうなのかというのは、介護事業所の運営者にとっては大変重大な関心事であります。そういうことが対応の早さにつながるわけで、ぜひそういう立場を周知していただきたいと思っております。

国から予算が来ているからやっているという消極的な姿勢ではなくて、国から予算措置されることになったのは、全国の必要性を感じる事業者の皆さんから強い要望があって予算化されることになったわけですから、そういうことをよく理解していただいて周知に努

めていただきたいと思います。

次に移ります。

今度は医療機関であります。

県内の医療・介護事業所の職員で組織されている県医療労働組合連合会が、6月12日に看護職員の処遇改善を求める要請書を県に提出をしております。県議会にも同趣旨の請願が提出されております。

県医労連が昨年秋に取り組んだ労働実態調査によれば、回答した県内の看護師881人のうち74%の方が仕事にやりがいを感じる——ありがたいことだと思います——と答えているのに、一方で、仕事を辞めたいといつも思うと、時々思うという方が合わせて79.9%に上るという結果でありました。県はこの実態をどう認識をしているのでしょうか。

要望書は、こうした状況を県が直接把握する実態調査に取り組み、県の需給計画に看護職員の大幅増員を見込んでほしいと求めております。どう取り組んでいくのか、部長に伺います。

有賀厚生部長 県においても例年、県内病院に対し看護職員の就業状況について実態調査を行っております。この調査によると、勤務年数5年未満で退職する割合については、近年4割を超える状況となっております。令和3年度の退職理由についても、定年を除くと他病院への再就職や健康理由の割合が高い状況となっております。

県といたしましては、県内の医療現場において看護職員不足から、さらには新型コロナの影響も加わって、職員の負担感が増加してさらなる辞職へつながるような悪循環に陥らないようにしていく必要があると認識しております。

このため県では、新人看護職員向け研修会や指導者向け講習会を

開催し、新人看護職員がスムーズに職場に定着できるよう支援しております。また、労働環境の改善に向けて、希望する病院ごとに多様な勤務形態や看護業務効率化などを実現するためのワーキンググループを設置するなど、看護職員の職場定着支援に取り組んでおります。

引き続き、関係機関とも協力しながら、看護職員の確保、定着に努めてまいります。

火爪委員 この要望書では、昨年10月から実施された国の介護職員処遇改善評価による月1万2,000円の賃上げの対象が、コロナ患者の入院病床確保病院など一部の医療機関の看護師に限定されたため、全国的には就労看護師数約166万人のうち35%程度の57万人しか対象にされなかったと指摘をしています。施設数でいえば、17万8,000施設のうち、対象は2,720施設。

しかし、コロナ感染対策で苛酷な医療活動に従事し、県民の命を守ってきたのは病床確保病院だけではありません。求められるのはチーム医療であり、病院間連携です。しかも今後は、院内感染者もそれぞれの病院で抱えることが求められ、入院病床確保機関も拡大されようとしています。県からも看護職員の賃上げ対象の拡大と診療報酬の大幅引上げを強く働きかけるべきと考えますが、見解を伺います。

有賀厚生部長 昨年10月の診療報酬改定により、看護職員の収入を3%程度引き上げる看護職員処遇改善評価料が新設されたところですが、おっしゃるとおり、その対象が地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に限定されております。

県といたしましては、看護職員の確保、定着を図る上で、各医療

機関においてDX、IT化の推進等による業務の効率化や業務内容に応じた賃金改善を進めていくことが重要であり、看護職員をはじめ、医療従事者の労働環境や処遇の改善に取り組む医療機関が適正に評価されるような診療報酬制度とする必要があると考えております。

このため、先般、国に対し、安心・安全で質の高い医療サービスを提供できるように、従事者の処遇改善をしていただくよう要望したところでございます。全国知事会とも連携しながら、医療従事者の処遇改善につながる診療報酬の改定に向けてしっかり働きかけていきたいと思っております。

火爪委員 よろしくお願いをしたいと思っております。

マイナンバーカードについて、ここで伺っておきたいと思っております。

全国でマイナンバーカードをめぐるトラブルの発覚が相次いでおります。カード所有者の個人だけではなく、家族の銀行口座がひもづけられていた事例が全国で約13万件、他人名義が748件、マイナポイントを別人に付与していたケースは、総務省の発表で131自治体172件。ほかにも自治体から様々なミスやトラブルが報告をされ、結局岸田内閣は、秋までに総点検をするという体制をつくることを余儀なくされております。これも自治体にかかるこれからの負担が心配されているところであります。

我が党はこうした事態も想定し、個人情報を守るシステムを確立しないまま、政府が自治体に交付金や数字発表など様々な圧力を掛けてマイナンバーカードの取得を急がせることに反対し、県議会でも繰り返し警鐘を鳴らしてまいりました。

まずは、現時点で判明している県内のトラブル発生の件数や実態と、このトラブルの要因をどう受け止めているのか、知事政策局長に伺います。

川津知事政策局長 県内の状況につきまして市町村に確認したところ、別人にマイナポイントを付与した事案が3団体で3件、本人が知らぬ間にマイナンバーカードに保険証機能を持たせた事案が2団体で2件、合わせて3団体で5件の事案を確認しております。

別人にマイナポイントを付与した事案は、登録用の端末がログアウトされず別の方がそのまま手続きをしたため、前に手続きをしていた方にポイントが付与されたものであり、発覚後、御本人にマイナポイントは付与されました。また、本人が知らぬ間にマイナンバーカードに保険証機能を持たせた事案は、窓口の職員の方が利用者の意思を十分に確認しないまま保険証機能を登録したものであり、発覚後保険証機能を解除したものであります。

こうした事態を受けまして、国からシステムの再点検やマニュアルの遵守徹底等の通知があり、県では各県内市町村に再発防止に向けた必要な対応を依頼してきております。また県のホームページには、マイナンバーカード関連サービスの登録状況を自身で確認する方法などを掲載し、県民の不安や懸念の解消に努めております。

昨今相次いでいるトラブルは、マイナンバーカードの本人確認システムそのものに起因するものではありませんが、こうした事案が重なれば、県民のマイナンバー制度への信頼を損ないかねないと考えております。

お話もありましたように、一昨日、国におきまして省庁横断のマイナンバー情報総点検本部が設置され、必要な点検を行うこととさ

れましたので、県といたしましても国や市町村と協力して適正な運用に努めてまいりたいと考えております。

火爪委員 続いてマイナ保険証について伺います。

6月2日にはマイナンバー法改正案が参議院本会議で成立し、来年10月には健康保険証が廃止されることに対し、凍結や中止を求める国民の声が大きく広がっております。

厚生労働省の発表によりますと、マイナ保険証に別人情報がひもづけられていたケースが、昨年から5月22日までに7,372件報告されております。開業医の6割を組織する全国保険医団体連合会の調査によれば、調査に回答した65%の医療機関でマイナンバーカードに関わる何らかのトラブルが起きており、マイナ保険証で情報がつながらず、医療費を10割請求したケース、これが30県で1,291件発生しているとのことであります。

県内でも県保険医協会によれば、今年4月のシステム導入原則義務化以来、回答があった160機関のうち63%で何らかのトラブルがあり、他人の情報がひもづけられていたケースもあったとのことであります。

6月17、18日の共同通信の世論調査では、マイナンバー制度やこの利用拡大に不安を感じる人は71.6%、来年秋の保険証廃止の延期、撤回を求めた人は72.1%に上りました。

県内の状況をどう把握しておられるのか。国に保険証の廃止を再検討するよう求めるべきだと思いますが、新田知事の見解を伺います。

新田知事 富山県保険医協会によりますと、マイナ保険証の利用に関するアンケート結果が公表されたことを受けまして、市町村国保を

はじめとした県内の主な医療保険者の状況を聴取したところ、勤務先の変更や高齢者の自己負担割合の変更のデータ更新にタイムラグがあり、古い情報が表示された事例などがあったと聞いております。

データに基づく最適な医療が受けられるというマイナンバーカードと保険証の一体化のメリットを着実に実現するために、医療現場の様々な課題を一つ一つ解決していくことが大切だと考えます。

こうした事態を受けて、国ではマイナンバー情報総点検本部を設置され、これまでに誤りが確認されたデータを含め、マイナカードの個人向けサイト、マイナポータルで閲覧可能な全29項目の情報について秋までに点検を完了することとされました。

また、岸田総理は一昨日、現行の健康保険証を廃止してマイナ保険証に切り替える方針について、国民の不安を払拭する措置の完了が大前提だということを示され、政府全体で総点検と再発防止を強力に進める、現行の健康保険証を24年秋の廃止後も最長1年間は使える特例措置期間である25年秋までに国民の不安を払拭するとされました。

県としましては、マイナ保険証のメリットを最大限に生かしていくためにも、国においてトラブルの再発防止や利用者の不安の解消、円滑な移行に向けて全力を尽くしてほしいと考えております。

今後も全国知事会を通じて、各省庁、地方公共団体、また関係事業者が一体となったチェック体制の構築や誤った情報ひもづけの防止などに取り組まれるよう、引き続き強く要望してまいります。

火爪委員 ありがとうございました。

コロナの感染拡大の中で闘う全国知事会というフレーズが有名になりました。知事会の会長、鳥取県の知事を先頭にしながら、政府

の見解にひたすら従うのではなくて、県民、地方自治体の政治の責任者として厳しいこともずばり言うということが大事ではないかと思っています。全国知事会でもいろんな意見を求めていかれると思うのですが、ぜひ新田知事におかれては、率直に不安を感じるという人が71.6%にも上っているということを代表して表明する、そういう姿勢を望みたいものだと思います。

国民健康保険証に違う人の健康情報がひもづけられたというのは、本当に大変なことだと思うんですね。実際に別人の情報がひもづけられて、それで薬局でそれに基づいて薬が処方されかかった方がおられるわけです。薬剤師さんがおかしいと、この人がこれを飲んだら飲み合わせが悪いということで、改めて確認をして発覚したという大変な事態になってるわけです。

さっきの知事政策局長の答弁では、件数だけ見たらまだまだ氷山の一角かなと、これから分かってくるのかなと思ったわけでありましてけれども、知事、今の時点で保険医協会の調査でもこれだけの実態が報告されていると、国民の命と健康に関わると、個人情報保護の漏えいに関わる重大な問題だということで、知事会でも積極的に発言をしていただいて、ぜひ凍結が必要だという発信をしていただきたいと思いますが、もう一度コメントいただけるでしょうか。

新田知事 いろいろと登録の間違いなどが発生しているわけですが、私はこれによってデジタル社会の基軸となるマイナンバーカードの有用性が損なわれたこととは考えておりません。誤りを正して、このマイナンバーカードのメリットが最大限発揮されて、そして、全ての国民が誰一人取り残されることなくスムーズにデジタル社会の恩恵を被れるように、その体制づくりをしていくことが必要だと

思います。

知事会としても5月30日付で各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制、あるいは誤った情報ひもづけの防止を担保する制度の構築に取り組むことという緊急の提言を政府に対して出しているところでございます。委員おっしゃるように、しっかりとチェック機能も果たしていきたいと思っております。

火爪委員 ありがとうございます。

デジタル化は必要です。必要ですけれども、個人情報保護や間違いをちゃんと防止するシステムを伴った上で進めるという姿勢がこれからも大事だと思います。

私は、そういう安心できるシステムが構築されるまで国民健康保険証の廃止を凍結する、安心になったらもう一度動かすというのもいいと思うのですが、凍結を求めるという国民の気持ちというのは本当にそのとおりだと思っています。私も強く求めていきたいと思っております。

では、次に移ります。

県の武道館の基本計画の見直しについて、今議会でいろんな議論がありました。

我が党はこれまで繰り返し、整理すると3つのことを要望してきたと思っております。1つは、武道館機能に特化し、予算規模を圧縮すること。もう1つは、PFI手法は採用せず、極力県内事業者に分割発注ができるようにすること、3つ目には、ゼロ・エネルギー・ビルを目指すことを求めてきました。いろいろあるのですが、あえて3本に整理するとすれば、こういうことを主張してきたということでもあります。

スケジュール上の都合とはいえ、設計、建設についてPFIの導入を断念されたことはよかったと思っております。

そこで、引き続き維持管理業務への導入可能性の検討スケジュールについて伺っておきたいと思っております。

20年もの長い間、管理運営を1つの企業体、管理会社に丸投げすれば、どれだけモニタリングをしても県民の福祉の向上を図るという自治体としての責任は果たせません。本来の意味では、指定管理者制度は3年、5年ですが、本当の意味で緊張感がある下での民間企業の競争原理も働きません。そして、サービス向上も全国の事例、世界の事例を見ても決して望めないと、いろいろ具体的な事例を挙げてこれまでも指摘をしてきたと思っております。

もし導入をするとすれば、導入可能性調査はやり直さなければなりません。業者の選定にも改めて2年かけなければならないと思います。またお金と時間と労力がかかります。今後どう検討していくのか知事に伺っておきたいと思っております。

新田知事 去る15日の一般質問でも答弁しましたが、令和9年度中の開館を目指す場合、設計、建設段階からのPFI手法の導入については、事業者の選定手続に約2年間を要することからスケジュール面で困難と見込んでおります。一方、施設の管理運営に当たっては、利用者のニーズに対応したより質の高いきめ細かいサービスの提供や経費縮減の観点から、民間のノウハウを生かすことは必要であると考えております。

現在、富山県武道館の基本計画の見直し検討委員会では、県から見直しの方向性の案として、施設のコンセプトは、武道競技の振興、競技力に寄与する施設に絞ることなどを提示、御議論をいただいて

るところ、この点は火爪委員の先ほどおっしゃった3つのポイントにも合致するのではないかと考えております。

ただ、コンセプトを絞り込んだ場合でも、武道に限らず可能な限り幅広いスポーツで活用していただくこと、これは一昨日、永森委員からそのような御質問また御提案、アイデアをいただき、広島部長から前向きに答えたところであります。可能な限り幅広いスポーツで活用していただき、施設の稼働率を上げていく、また利用料収入の確保に向けて取り組んでいく、これが大切だと考えています。その面で、施設運営面で民間の活力を活用するメリットは大きいと考えております。

したがって、ノウハウを持つ民間事業者に長期の管理運営を任せるPFI方式も引き続き選択肢の一つであると思いますが、今後、どのような管理運営手法が効率的、効果的なのかは、引き続きよく検討していきたいと考えております。

火爪委員 私の質問の趣旨は、導入可能性調査をやり直すことになるのでしょうか、業者選定に改めて2年間かけるのでしょうか、どう検討していくのか伺いますという質問になってるわけで、導入するとすれば、導入可能性調査のやり直し、業者選定、きちんとしたやり直しが必要だと思うのですが、どうでしょうか。

新田知事 そうですね、このPFI方式、これはもう1つの焦点でありますテクノドーム別館で1つの先例ができると理解しております。引き続きこれも一つの選択肢ではあると、機能を絞った武道館においても選択肢の一つだとは思っております。

ただ、どのような管理手法がよりよいのかは、今後もよく検討していきたいと考えております。

火爪委員 そうではなくて、導入可能性調査をもう一度やらなければならぬし、2年間かける業者選定をやらなければならぬとなりますねということですが。

新田知事 ですから、それは今後よく検討していきたいと考えております。

火爪委員 これ以上申し上げませんが、やはり必要だと思うんですね。導入可能性調査の結論を出した前の導入可能性調査は、全体を通じてVFMも計算をし直して、その結果で入れましょうということを決めた。それが没になった。そしたら、その維持管理業務だけの導入可能性調査の詳しいことをやり直さなければいけないと思うんですけど。

新田知事 県ではPPP、PFIを優先的に考えるという規定があります。それに従ってここまで進めてきたわけでありまして。ですから、今後どのような管理運営手法がよりよいのかを考えていきます。

ここは、今もう1つの検討会のポイントで、場所をどうするかという話も出ております。今こちらから2つ提示させていただいているところですが、それにも関連をしていくことかと思っておりますので、御理解いただきたいと。

火爪委員 やはり現実を直視する必要があると思うんです。これだけ時間をかけて、お金をかけて、労力をかけて、結局やめることになったと。維持管理も潔くやめたほうが良いと思うんです。またこれから議論をして、2年間かけて導入可能性調査をやり直してっていうことですので、私はぜひこれも含めて断念されることを強く要望をしておきたいと思っております。

もう1つです。

ゼロ・エネルギー・ビル化を求めてきました。

今年3月に策定した富山県カーボンニュートラル戦略では、今後県が建設する新建設物はゼロ・エネルギー・ビル化を目指すということになっています。原則50%以上削減するZEB Readyとするということを決めています。これは再生可能エネルギーが入っていないという仕組みだと思うのですが、ゼロ・エネルギー・ビル化は大事だと思います。新たな基本計画の中では明確にその姿勢を打ち出していきたいと思います。これは、気候危機対策への知事の強い決意を市町村にも県民にも示すことになると思います。知事の決意を伺います。

新田知事 本年3月に富山県カーボンニュートラル戦略を策定しました。そこにおきまして、県の事務事業の実行計画に位置づけた県庁の率先行動というものがありますが、新築・改築等における省エネ化として、最新の省エネ設備の導入や建築物の断熱化などを図ること、また照明のLED化、さらにはZEB化の推進として、新築建築物については、庁舎、病院、学校等に類する施設は必須とした上で、委員のおっしゃるように、原則ZEB Ready相当以上とするなど、施設、設備などの省エネ化に取り組むこととしています。

一方で、一般的に体育施設の場合は、電気使用料のうち空調関係の負荷が大きいとされます。特に武道館の場合は、部屋の間仕切りが少なく、また吹き抜け部分も大きく、延べ床面積が1万平米以上となるといった特徴を考慮すると、庁舎などオフィス形態の建築物並みの省エネ効果を期待するのは難しいのではないかと考えます。

こうした背景がありますが、県有施設として環境負荷の軽減に取り組むことは、委員御指摘のとおり必要であるという認識はもちろ

んあります。

武道館として本来果たすべき機能や利便性を損なわないことに十分留意をしながら、延べ床面積が1万平米以上のZEB化が難しい大規模な建築物を対象とした、もう1つZEB Orientedをまずは目指すこととして、基本計画の見直し、基本設計や実施設計の各段階において検討を進めていきたいと考えます。

火爪委員 ありがとうございます。

ぜひ今の理屈も含めてですけれども、今年3月に策定したカーボンニュートラル戦略に基づいて、その上に造る新しい施設だということをしっかり踏まえていただいて、そういう努力をするのか、気候危機打開のために新しい県の公の施設もこうなるのかということ、ぜひ心を動かすことができるようなコンセプトにしていきたいと思います。

そこで、カーボンニュートラル戦略の実践について伺っておきたいと思います。

このカーボンニュートラル戦略における2030年度までのCO₂削減目標は、2013年度比で国目標を上回る53%削減ということになりました。しかし、世界は2011年比で6割以上というのが今の流れであります。2013年度比のこの目標を2011年度比にすると48%ぐらいに低下してしまうことになるわけで、曖昧にしてはならないと思っております。不十分な目標と残念に思っています。

我が党は、長野県の目標が60%削減ということも繰り返し示しながら、より積極的な目標を求めてまいりました。うち県庁の率先行動の目標についても2030年度までに55%マイナスと決められたわけでありまして。決めたからには、我が党も、私たちも積極的に提言を

し、超過達成のために力を合わせていきたいと思っております。

そこで、市町村の計画策定のほうはどうなっているのか、伺っておきたいと思っております。

環境省のホームページによれば、県内市町村における地球温暖化対策実行計画の策定は、昨年度末時点では事務事業編で14自治体、区域施策編で4自治体、2年前とほとんど変化がありません。これは年末の数字ですので、今年に入って動いているということでありますがけれども、期待をして伺いたいと思っております。

同時に中身であります。ホームページの中身を見ると、計画期間が過ぎているのに改定されていないものも見受けられました。それから、設定されている削減目標も県の目標が1年策定が遅れたわけですよ。だから、55%削減、心を一つにというふうに必ずしもなっておりません。国目標の46%にそろえてしまった富山市や立山町ですね。比較的頑張ってきたと思われるところも、県の目標とはそろえていないと。低い目標になっているというのを残念に思って拝見いたしました。

今年4月にカーボンニュートラル市町村連絡会議をつくって、県は市町村の計画策定に真剣に寄り添って取り組むという決意を表明されておりますので、計画策定の現状と評価を併せ、今後の取組について、今度は知事政策局長に伺います。

川津知事政策局長 県では、令和3年4月にワンチームに「ゼロカーボンシティ富山の実現」ワーキンググループを設けまして、実行計画の策定をはじめとする市町村の取組を積極的に支援してきました。

県内市町村における現時点での実行計画の策定状況といたしましては、内部の取組を行う事務事業編につきましては14団体で作成し

ております。また、区域内の実施策等をまとめました区域施策編につきましても、2年前の4団体が現在は8団体になっており、倍増している状況です。これに加えて、5団体においても現在策定に向けた準備が進められているところです。

県では、今ほど御紹介ありましたけれども、今年度新たに設置いたしました連絡会議なども使いながらですね、国のマニュアルを踏まえまして、県の策定時のノウハウを生かして温暖化ガスの排出量の目標設定の方法を先行する優良事例等も紹介しまして、計画未策定の市町村等に対する支援を行ってまいりますし、今ほど御紹介ありましたが、既に施策を作成済みですけれども、目標設定していなかったり古いものに対しても支援を行うということで、今年度環境省のステップアップ講座というものも選定されましたので、それも使いながら実践的な脱炭素の取組につなげてまいりたいと考えております。

火爪委員 よろしく申し上げます。

もう1問、太陽光発電について伺っておきたいと思えます。

2030年度までの太陽光発電の目標は、2020年度比359ギガワットアワーです。それをどうやってやるかということ、カーボン戦略によれば、公共施設で太陽光発電を倍化させると、それから、一定時期に新築住宅への設置を義務化すると。自家発電への設置支援など、取り組むというメニューが並べられております。しかし、2030年度までは7年しかないわけでありまして。

太陽光発電については、富山県は大変不十分だったと感じてきました。2月定例会の副知事の答弁でも、北陸電力の電力構成は再生可能エネルギー少ないですねって、3割程度ですね。でもそのうち

の水力発電が2割以上占めていて、FITは5%しかない。その他の再生可能エネルギーも本当に数パーセント。

私は、やはり水力が豊富な富山県がその他の再生可能エネルギーをもっと頑張れば、全国にもっと大きなインパクトを与えることができるのに、言葉は悪いですけど、水力発電の高さに甘えているのではないかと感じてまいりました。ですので、水力は伸ばしながら、それ以外の再生可能エネルギーを思い切って拡大し全国に姿勢をアピールしていただきたいと、全国にブランド化と言いますが、これも富山県のブランド戦略の中に位置づけたほうがいいんじゃないかと思うぐらいの思いで私はおります。太陽光発電を359ギガワットアワー増やすことの必要性や経済性、計画とその到達状況を常にアピールし、県民運動にぜひしていただきたいと思います。知事政策局長に伺います。

川津知事政策局長 今ほども御紹介ありましたように、3月に策定しました県のカーボンニュートラル戦略では、現況の440ギガワットアワーの太陽光につきまして、発電量を2030年度までに359ギガワットアワー増加するというところで倍近くにすることにしております。

そのためには、まず公共施設への太陽光発電導入では、2030年度までには現況の9.7メガワットを2倍にするということを目指しております。

このために、まず県庁の率先行動としまして、設置可能な県有施設の50%以上に太陽光発電設備を設置するというところで、現在対象施設の調査を進めているところでございます。また、住宅や事務所への導入促進を加速するため、今年度新たに補助制度を創設することとして現在準備を進めておりますし、事業者向けには県の制度融

資、それから、今年2月からビヨンドコロナ補助金に再エネ設備導入枠を新設して普及を促進しているところです。

こうした取組に加えまして、県民運動ということの御提案ではありますが、今年から10月をカーボンニュートラル推進月間に位置づけまして、県全域で集中的、統一的に啓発すると。その際には、太陽光発電は、地球温暖化の防止に加えまして、災害時の非常用電源としても活用できること、太陽光発電設備により発電した電力を自家消費することで電力使用量の削減、ピークカット、それから脱炭素への貢献を同時に実現できることなどのメリットを前面に打ち出していくと。

また今年度末には、新たに太陽光発電等の県内供給量を公表して見える化するという取組も行うことにしております。

市町村はもとより、太陽光発電設備のリースを行っている企業や住宅メーカー、各種設備事業者等を巻き込んで。計画的、戦略的に太陽光発電の普及促進に取り組んでまいりたいと考えております。

火爪委員 ありがとうございます。一緒に取り組んでいきたいと思っています。

最後に、薬用植物のブランド化について2問伺っておきたいと思っています。

薬の富山県なのに、薬の原材料がほとんど中国産であることに疑問を感じて、私は初当選のときから県産シャクヤクのブランド化を応援してまいりました。

昨年11月議会で質問をした際には、厚生部長から、今ブランドシャクヤクの根を収穫したところであり、有効成分の試験に合格すれば出荷可能となるとの答弁をいただいております。先日、県産シ

シャクヤク「春の粧」の初出荷が実現し喜んでおります。生産者をはじめ、関係者にお祝いを申し上げたいと思っております。薬用養命酒の成分として使用されるとのことですので、今後も需要は十分見込めるのではないかと考えております。

一方、シャクヤク「梵天」のほうは、これまで県内に乾燥施設がなかったため、乾燥しないまま長年奈良県の業者に引き取られ、粉末にされて生薬として使用されてきたと伺っております。

私は、今後はこの梵天も含めて、県内の生薬の原料として県産のシャクヤクが使われるようになってほしいと考えております。薬の地産地消にもつながります。どう取り組んでいくのか、厚生部長に伺います。

有賀厚生部長 薬用植物指導センターでは、平成30年から栽培農家へ春の粧の苗の供給を開始いたしまして、センターに収穫、洗浄、乾燥等に係る機器等を整備するとともに、製薬メーカーが求める高い品質や需要に応えるため、農林水産部や関係団体と連携し、栽培技術指導や収穫や加工に関する研修を実施するなど、農家を支援してきたところです。

今回初出荷することとなった養命酒製造さんからは、継続的な栽培をお願いしたいとの意向もいただいております。当分の間は今回の出荷量と同様の300キログラム程度、いずれは1,000キログラム程度の乾燥根が納入できるように安定生産に向けた試験研究や技術指導、種苗の供給に引き続き取り組んでまいります。

また、これまでも生薬を扱う県内を含む幾つかの製薬企業に対して春の粧のサンプル提供や納入、購入条件について個別に打診してきたところです。さらに、今年度実施を予定しております生薬の需

要に関するアンケートにおいて、希望する品種、乾燥根または生根のどちらの形態での納入を希望するのか、数量はどのぐらいなのか、購入する場合の上限単価はどのぐらいなのかなど、意向を調査することとしております。今後、どの程度県内での需要が見込めるか探ってまいります。

川島副委員長 火爪委員、持ち時間が少なくなっておりますので、簡潔に願います。

火爪委員 期待しております。

県内の生産者は合わせて111戸。富山市、上市町、南砺市などと伺っております。今お話にありましたように、乾燥する業者、施設の確保は大きな課題です。また、シャクヤクの栽培と出荷には4年かかると言っております。

ぜひ県がしっかり支援し、農家の収入増にもつながるようにしていただきたいと思っております。県内の生産地拡大にどう取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

津田農林水産部長 シャクヤクなどの薬用作物につきましては、これまで生産拡大に向けて栽培技術の改善や苗の安定供給体制づくり等に取り組んできました。令和4年度の栽培面積は7ヘクタール、出荷量は9.9トンと僅かずつではありますが増加しており、生産者も増えていると聞いております。

さらなる生産拡大に向けましては、収穫、乾燥、調製作業等の労力が大きいこと、それから病害の発生等により目標とする収量が確保できなくなるリスクがあること、それから収穫までの養成期間が長く、その間は収益が確保できないことが課題と考えております。

このため、省力機械の導入支援や乾燥根での出荷に効果的な乾燥

調製技術の検討、例えば自然乾燥をした場合の品質とか成分についてどういう影響があるのかということは今調べております。そのほか、県の普及指導員が圃場巡回等を行って病害の予防とか反収向上のための指導も行っております。また、養成期間中にも切り花による収入を確保するため、令和2年度から実証圃場を設置し、期間中に一定程度切り落として収穫しても根の薬用成分含量に影響を及ぼさない栽培の技術研究も行っております。

今後も生産拡大に向けましてこうした取組を進めるとともに、切り花や入浴剤などの新たな需要の創出、それから需要増加に対応するための生産者の掘り起こしを進めていきたいと思っております。

火爪委員 ありがとうございます。

川島副委員長 火爪委員の質疑は以上で終了いたしました。